

みどり福祉会役員等報酬規程

2017年6月15日
みどり福祉会定時評議員会にて決定

本規定は、理事・監事、評議員、評議員選任・解任委員が、その職にあることに対して及び、その会議に出席するに当たっての報酬等について規定する。

1. 理事・監事への報酬

無報酬とする。
交通費実費弁償は支給しない。

2. 評議員への報酬

無報酬とする。
交通費実費弁償は支給しない。

3. 評議員選任・解任委員への報酬

無報酬とする。
交通費実費弁償は支給しない。

以上